

平成 28 年 7 月 14 日

平成 27 年度における主な子供の貧困対策の実施状況は以下のとおり。

教育の支援

- スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を拡充し、教育相談体制を整備。
 - ・ SSWの配置人数：平成 26 年度から 1.5 倍増の 2,247 人（平成 27 年度予算）
 - ・ 子供の貧困対策が求められる地域にて SSW配置日数を増やす仕組みを創設
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけられていなかったりする中学生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施（約 1,800 中学校区）。
- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供を対象とした、居場所づくりを含む学習支援事業を実施。
 - ・ 平成 26 年度 184 自治体（うち 50 自治体：生活困窮者自立支援法の施行に向けたモデル事業
150 自治体：子どもの健全育成支援事業 ※重複自治体を含む）
 - 平成 27 年度 300 自治体（生活困窮者自立支援法の任意事業）
- 幼稚園等の保育料について、低所得世帯の保護者負担を軽減。
 - ・ 市町村民税非課税世帯（年収 270 万円以下）の利用者負担額
平成 26 年度 9,100 円 → 平成 27 年度 3,000 円
- 高校生等奨学給付金について、生活保護受給世帯における補助対象の拡大や非課税世帯における給付額の増額など支援内容の充実。
 - ・ 平成 26 年度 15.7 万人 → 平成 27 年度 30.4 万人
 - ・ 給付額の増額（非課税世帯）

全日制（第 1 子）	私立	39,800 円（+1,800 円）
通信制（第 1 子） ※「第 1 子」の単価を「第 2 子以降」の単価に統一	国公立	36,500 円（+8,700 円）
	私立	38,100 円（+9,200 円）

- 大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れの加速。
 - ・ 無利子奨学金の新規貸与人員 8,600 人増員（過去最大）（平成 27 年度予算）

生活の支援

- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供を対象とした、居場所づくりを含む学習支援事業を実施。（再掲）
 - ・ 平成 26 年度 184 自治体（うち 50 自治体：生活困窮者自立支援法の施行に向けたモデル事業
150 自治体：子どもの健全育成支援事業 ※重複自治体を含む）
 - 平成 27 年度 300 自治体（生活困窮者自立支援法の任意事業）
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の創設。
 - ・ 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費を貸付。
 - ・ 児童養護施設等に入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付。

保護者に対する就労支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の創設。
 - ・ 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金 50 万円、就職準備金 20 万円を貸付。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を新たに実施。
 - ・ ひとり親家庭の親が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その費用を最大で 6 割支給（上限 15 万円）。

経済的支援

- 学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とした（小中学生も同様）。

施策の推進体制

- 子供の未来応援国民運動の始動。
 - ・ 子供の未来応援基金の創設。
 - ・ 支援情報ポータルサイト及びマッチングサイトの整備。

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況

I 子供の貧困の状況

指標	大綱掲載時	直近値	全世帯の数値(直近値)	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	①全体	90.8%	92.8%	98.8%
	全日制	67.6%	67.4%	91.4%
	定時制	11.5%	11.7%	2.0%
	通信制	5.1%	5.2%	2.0%
	中等教育学校後期課程	0.1%	0.1%	0.4%
	特別支援学校高等部	4.9%	6.9%	1.9%
	高等専門学校	0.7%	0.4%	0.9%
	専修学校高等課程	0.9%	1.2%	0.2%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)を基に算出

②生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3%	4.5%	1.5%
------------------------	------	------	------

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」(平成26年度)

生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	③全体	32.9%	33.4%	73.2%
	大学等	19.2%	20.0%	51.8%
	専修学校等	13.7%	13.5%	21.4%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)を基に算出

生活保護世帯に属する子供の就職率	④中学卒業後の進路(就職率)	2.5%	1.7%	0.3%
	⑤高等学校等卒業後の進路(就職率)	46.1%	45.5%	18.2%

※直近値:厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成25年4月1日現在)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)を基に算出

児童養護施設の子供の進学率及び就職率	⑥中学卒業後の進学率	96.6% (高等学校等94.8%、 専修学校等1.8%)	97.0% (高等学校等95.2%、 専修学校等1.8%)	98.8% (高等学校等97.6%、 専修学校等1.1%)
	⑦中学卒業後の就職率	2.1%	1.8%	0.3%
	⑧高等学校卒業後の進学率	22.6% (大学等12.3%、 専修学校等10.3%)	23.3% (大学等11.1%、 専修学校等12.2%)	73.2% (大学等51.8%、 専修学校等21.4%)
	⑨高等学校卒業後の就職率	69.8%	70.4%	18.2%

※直近値:厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成27年5月1日現在)/大綱掲載時:同調べ(平成26年5月1日)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)を基に算出。
 (生活保護世帯と比較する際の全世帯の数値の再掲。)

⑩ひとり親家庭の子供の就職率(保育所・幼稚園)	72.3%	同左	56.3%
-------------------------	-------	----	-------

※直近値及び大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成26年度)、厚生労働省「平成26年度保育所関連状況取りまとめ」、総務省「人口推計年報」(平成26年10月)を基に算出。

指標	大綱掲載時	直近値	全世帯の数値(直近値)	
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	⑪中学卒業後の進路(進学率)	93.9% (高等学校92.8%、 高等専門学校1.1%)	同左	98.8% (高等学校等97.6%、 専修学校等1.1%)
	⑫中学卒業後の進路(就職率)	0.8%	同左	0.3%
	⑬高等学校卒業後の進路(進学率)	41.6% (大学等23.9%、 専修学校等17.8%)	同左	73.2% (大学等51.8%、 専修学校等21.4%)
	⑭高等学校卒業後の進路(就職率)	33.0%	同左	18.2%

※直近値及び大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
 ※全世帯:文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)を基に算出。
 (生活保護世帯と比較する際の全世帯の数値の再掲。)

スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率	⑮スクールソーシャルワーカーの配置人数	1008人	1186人	
	⑯スクールカウンセラーを配置する小学校の割合	37.6%	56.9%	
	⑰スクールカウンセラーを配置する中学校の割合	82.4%	87.1%	

※直近値:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成26年度実績)/大綱掲載時:同調べ(平成24年度実績(スクールソーシャルワーカーについては平成25年度実績))

就学援助制度に関する周知状況	⑱毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	61.9%	67.5%	
	⑲入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	61.0%	66.6%	

※直近値:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(平成26年度)/大綱掲載時:同調べ(平成25年度)

日本学生支援機構の奨学金のうち貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)	⑳無利子予約採用取組	40.0%	61.6%	
	㉑無利子在学採用取組	100.0%	100.0%	
	㉒有利子予約採用取組	100.0%	100.0%	
	㉓有利子在学採用取組	100.0%	100.0%	

※直近値:独立行政法人日本学生支援機構調べ(平成26年度実績)/大綱掲載時(同調べ(平成25年度実績))

ひとり親家庭の親の就業率	㉔母子家庭の就業率	80.6% (正規の職員・従業員: 39.4% パート・アルバイト等: 47.4%)	同左	64.4%
	㉕父子家庭の就業率	91.3% (正規の職員・従業員: 67.2% パート・アルバイト等: 8.0%)	同左	81.6%

※直近値及び大綱掲載時:平成23年度全国母子世帯等調査
 ※全世帯:総務省「労働力調査」(平成26年度分)

㉖子供の貧困率	16.3%	同左	16.1%
---------	-------	----	-------

※直近値及び全世帯:平成25年国民生活基礎調査/大綱掲載時:平成25年国民生活基礎調査

㉗子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	同左	16.1%
------------------------	-------	----	-------

※直近値及び全世帯:平成25年国民生活基礎調査/大綱掲載時:平成25年国民生活基礎調査

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

子供の貧困対策の実施状況

1. 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(学校教育による学力保障)				
家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。	-	各都道府県の申請を踏まえ、家庭環境などによる教育格差の解消に向けた教職員定数の加配措置を実施した。 (平成27年度予算:100人)	義務教育費国庫負担金: 1,528,404百万円の内数	-
その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。	-	支援の内容や方法等により対象となる地域は様々であるが、学力や家庭の経済力等に課題がある地域に対し、地方公共団体の要望を踏まえながら、重点的な支援(文部科学省の職員の派遣による助言等)を行う対象を検討した。	-	-
また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。	子供の貧困問題に関する教職員の理解増進を図るため、各自治体における研修の平成26年度の実施状況を調査した。(平成27年10月公表。) また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議において、国が行う子供の貧困対策について周知した。 さらに、免許状更新講習の認定申請等に係る通知において、子供の貧困問題に関する講習開設の検討を促すことについて、検討を行った。	左記研修の平成27年度の実施状況を調査した。(平成28年度中の公表に向けて集計作業中。) また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教員研修センターが実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。 さらに、平成28年度の免許状更新講習の認定申請等に係る通知において、子供の貧困問題に関する講習開設の検討を依頼した。	-	-
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)				
児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。	スクールソーシャルワーカー活用事業により、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備した。 (平成26年度予算) ・スクールソーシャルワーカーの配置:約1,500人	引き続き、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備した。 (平成27年度予算) ・スクールソーシャルワーカーの配置:平成26年度1.5倍増の2,247人 ・子供の貧困対策が求められる地域について、配置日数を増やす仕組みを新たに設けた	スクールソーシャルワーカー活用事業:647百万円	-
また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。	スクールカウンセラー等活用事業により、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識を有するスクールカウンセラー等を学校等に派遣し、児童生徒へのカウンセリング等を行った。	引き続き、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくために、スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図った。特に貧困対策が求められる地域について、配置日数を増やす仕組みを新たに設け、これらに必要な経費を計上した。	スクールカウンセラー等活用事業:4,024百万円	-
さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。	保護者の子育てについての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応や訪問型家庭教育支援、保護者への学習機会の提供、親子参加行事の開催などの家庭教育を支援する活動を実施した。 (実施か所数:3,344か所、家庭教育支援チーム数:372チーム)	引き続き、左記取組を実施した。 (実施か所数:3,323か所、家庭教育支援チーム数:442チーム)	学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,079百万円の内数	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額	
(地域による学習支援)					
放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。	地域の方々の参画を得て、地域住民との体験活動や学習などの機会を提供する放課後子供教室を実施した。 (実施か所数:11,991教室)	引き続き、左記取組を実施した。 (実施か所数:14,392教室)	学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,079百万円の内数	-	
	地域人材の参画により、学校の教育活動を支援する取組である学校支援地域本部を実施した。 (実施か所数:3,746本部(うち、約700中学校区が学習支援の取組を実施))	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生等を対象に、地域住民等の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施した。また、全ての都道府県、政令市等において、ICTを積極的に活用した地域未来塾による学習支援を新たに展開した。 (実施か所数:地域未来塾 約1,800中学校区、学校支援地域本部4,146本部) また、学習支援に対する、学生ボランティアや地域住民等の積極的な参加を促すため、地方自治体や大学等の協力を依頼する通知を文部科学省と厚生労働省が連名で発出した。	【学校支援地域本部】 学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,079百万円の内数 【地域未来塾】 207百万円	地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等の整備:351百万円	-
	土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業などの協力により、土曜日等のプログラムを支援した。 (実施か所数:4,845校)	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援した。 (実施か所数:10,412校)	地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業:1,261百万円	-	-
	フリースクールについては、教育再生実行会議第5次提言(26年7月)を受け、フリースクール等で学ぶ子供への支援・不登校対策について検討した。平成26年11月に全国フリースクール等フォーラムを開催し、民間での取り組みの成果や課題を共有した上で、省内検討チームでの議論を経て、有識者会議を設置した(27年1月~)。	フリースクール等で学ぶ子供への支援について有識者会議で検討を行うとともに平成27年度補正予算により、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援のためのモデル事業を実施した。	いじめ対策等生徒指導推進事業:83百万円の内数	フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業:640百万円	-
	保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについては、平成26年4月1日時点で1,919校を指定した。また、総合的な推進方策等について審議を行った。	コミュニティ・スクールについては、平成27年4月1日時点で2,389校を指定した。 また、平成27年4月、文部科学大臣の諮問により中央教育審議会で審議が行われ、平成27年12月に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」(答申)を取りまとめた。 また、上記答申を踏まえ、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、コミュニティ・スクールを推進・加速するための総合的な方策を示した。	コミュニティ・スクール導入等促進事業:157百万円	-	-
(高等学校等における就学継続のための支援)					
高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。	学習や学生生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、中退防止等を目的とし、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や大学生など、多様な地域人材を高等学校等に配置した。 (平成26年度予算:800人)	引き続き、退職教員や大学生など、多様な地域人材を高等学校等に配置した。 (平成27年度予算:1,000人) さらに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する等のため、「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」を実施した。	補習等のための指導員等派遣事業(高等学校部分):412百万円 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費:79百万円	-	
また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。	地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携の確保については、各都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事部局宛に通知を发出し、支援を必要とする者にできる限り支援の充実を図られるよう依頼した。	引き続き、左記依頼を行った。 また、学校中退者等に必要な情報を提供するため、都道府県労働局が作成する、就労支援策等を盛り込んだリーフレットについて、周知の協力を教育委員会等へ依頼した。	-	-	
高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合への支援については、各都道府県が実施する事業に対して必要な補助を実施した。	引き続き、左記取組を実施した。	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援):265百万円(高等学校等就学支援金制度等:383,013百万円の内数)	-	
さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。	平成27年1月にシンポジウムを開催し、学校と地域社会・産業界等が連携した優れた事例について表彰を行った。 また、教員のキャリア教育の理解を深める参考資料として「キャリア教育が促す「学習意欲」」(パンフレット)を全ての小・中・高等学校に配布し、教員向けの会議等でも周知を図った。	引き続き、左記シンポジウムを開催し、表彰を行った。 また、教員のキャリア教育の理解を深める参考資料として「子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」」(パンフレット)を全ての小・中・高等学校に配布し、教員向けの会議等でも周知を図った。	各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実:40百万円 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業:12百万円	-	
高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業を平成26年度より開始し、10校を指定した。大学・研究機関・企業等と連携した最先端の研究指導や実践的な技術指導を行うなど、先進的な卓越した取組を行う専門高校を支援した。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業については、新たに10校を指定し、指定校は全国で20校となった。引き続き、事業に必要な予算確保に努め、指定校の成果活用及び全国への普及を図った。	スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール:123百万円	-	

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
<p>幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。</p>	<p>平成26年度幼稚園就園奨励費補助金においては、生活保護世帯の負担軽減を図るため補助限度額を増額するとともに、第2子の保護者負担額を第1子の半額、第3子以降の保護者負担額を無償にする負担軽減措置の所得制限を撤廃した。補助限度額は以下の通り。 (平成26年度補助単価)() [公立](3階層区分) 生活保護世帯・・・79,000円(保護者負担を無償) 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・20,000円 [私立](4階層区分) 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・199,200円 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯 (年収約360万円以下)・・・115,200円 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯 (年収約680万円以下)・・・62,200円 ()いずれも第1子の額</p>	<p>平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び特定地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)の国が定める利用者負担額につき、生活保護世帯は無償とする。また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の中で市町村民税非課税世帯の子どもについても無償とすること等とした。その他、多子世帯の利用者負担額において、一定範囲で第2子を半額、第3子以降を無償とする軽減措置を設けた。</p>	<p>子どものための教育・保育給付費負担金:592,991百万円の内数</p>	<p>教育・保育施設等における利用者負担軽減のシステム改修事業:1,741百万円</p>
	<p>平成26年度幼稚園就園奨励費補助金においては、生活保護世帯の負担軽減を図るため補助限度額を増額するとともに、第2子の保護者負担額を第1子の半額、第3子以降の保護者負担額を無償にする負担軽減措置の所得制限を撤廃した。補助限度額は以下の通り。 (平成26年度補助単価)() [公立](3階層区分) 生活保護世帯・・・79,000円(保護者負担を無償) 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・20,000円 [私立](4階層区分) 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・199,200円 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯 (年収約360万円以下)・・・115,200円 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯 (年収約680万円以下)・・・62,200円 ()いずれも第1子の額</p>	<p>平成27年度幼稚園就園奨励費補助金においては、市町村民税非課税世帯の負担軽減を図るため補助限度額を増額した。補助限度額は以下の通り。 (平成27年度補助単価)() [私立](4階層区分) 生活保護世帯・・・308,000円(保護者負担を無償) 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) (年収約270万円以下)・・・272,000円 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯 (年収約360万円以下)・・・115,200円 市町村民税所得割課税額211,200円以下世帯 (年収約680万円以下)・・・62,200円 ()いずれも第1子の額</p>	<p>幼稚園就園奨励費補助金等:32,341百万円</p>	<p>幼稚園就園奨励費管理システム開発事業:314百万円</p>
<p>また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。</p>	<p>平成26年11月に、中央教育審議会に対し、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問し、審議を開始。審議において、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要かも含め、検討した。「幼児教育の改善・充実調査研究」において、幼小の円滑な接続、保幼小の合同研修等の観点から、委託調査研究を実施した。</p>	<p>引き続き、中央教育審議会において、審議。「幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル事業」において、自治体における幼児教育の推進体制の在り方や、幼稚園等における教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実方策等に関する委託調査研究を実施した。</p>	<p>幼児教育の質向上推進プラン:34百万円 幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル事業は内数</p>	-
<p>さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。</p>	<p>障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修など、子供の貧困への気づきといった保育の質の向上のための研修の実施に必要な費用の一部を補助した。</p>	<p>引き続き、左記研修の実施に必要な費用の一部を補助した。また、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するため、子ども・子育て支援新制度(平成27年4月施行)では、消費税財源を活用して、地域の子育て家庭に向けた取組を実施するための費用を公定価格における主任保育士専任加算等に盛り込んだ。</p>	<p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業: 2,421百万円の内数(厚生労働省予算) 592,991百万円の内数(内閣府予算)</p>	-
	<p>保護者の子育てについての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応や訪問型家庭教育支援、保護者への学習機会の提供、親子参加行事の開催などの家庭教育を支援する活動を実施した。(再掲) (実施か所数:3,344か所、家庭教育支援チーム数:372チーム)</p>	<p>引き続き、左記取組を実施した。(再掲) (実施か所数:3,323か所、家庭教育支援チーム数:442チーム)</p>	<p>学校・家庭・地域の連携協力推進事業:5,079百万円の内数</p>	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

(3) 就学支援の充実

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(義務教育段階の就学支援の充実)				
義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト(仮称)」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。	前年度までに引き続き、就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、実施状況等を調査した。	引き続き、就学援助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、実施状況等を調査した(平成28年度中の公表に向けて集計作業中)。その際、新たに就学援助単価についても公表すべく整理。また、「就学援助ポータルサイト」において、平成26年度に実施した調査の集計結果を公表するとともに、通知等により、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促した。	要保護児童生徒に対する就学援助:837百万円	-
さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。	<p>「経済的支援」について 上欄の再掲</p> <p>「研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進」 子供の貧困問題に関する教職員の理解増進を図るため、各自治体における研修の平成26年度の実施状況を調査した。(平成27年10月公表。) また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議において、国が行う子供の貧困対策について周知した。</p> <p>「家庭における学習支援等の推進」 1(1)(地域による学習支援)の再掲</p> <p>「支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実」 1(1)(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲</p>	<p>「経済的支援」について 上欄の再掲</p> <p>「研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進」 左記研修の平成27年度の実施状況を調査した。(平成28年度中の公表に向けて集計作業中。) また、文部科学省主催の生徒指導担当者向けの会議や(独)教員研修センターが実施する研修において、国が行う子供の貧困対策について周知した。</p> <p>「家庭における学習支援等の推進」 1(1)(地域による学習支援)の再掲</p> <p>「支援を必要とする者と制度をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実」 1(1)(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)の再掲</p>	<p>地域未来塾:207百万円</p> <p>スクールソーシャルワーカー活用事業:647百万円</p>	-
(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)				
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。	<p>高等学校等就学支援金制度については、平成26年度より、所得に応じて年額最大約30万円まで就学支援金が受給できるようになり、新制度が着実に実施されるよう努めた。また、海外の日本人高校生や保護者の失職・倒産などによる家計急変世帯への支援に対しても、必要な補助を実施した。</p> <p>高校生等奨学給付金事業を新たに創設し、非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため支援を行った。</p> <p>(平成26年度実績) ・対象者数:15.7万人 ・給付額 非課税世帯 全日制等(第1子) (国公立) 37,400円、(私立) 38,000円 非課税世帯 通信制(第1子) (国公立) 27,800円、(私立) 28,900円</p>	<p>引き続き、高等学校等就学支援金制度等については、学年進行で着実に実施されるよう努めた。</p> <p>高校生等奨学給付金については、学年進行で着実に事業を実施するとともに、生活保護受給世帯における補助対象の拡大や非課税世帯における給付額の増額を行った。</p> <p>(平成27年度実績) ・対象者数:30.4万人 ・給付額の増額 非課税世帯 全日制等(第1子) (国公立) 37,400円、(私立) 39,800円 【+1,800円】 非課税世帯 通信制(「第1子」の単価を「第2子以降」の単価に統一) (国公立) 36,500円、(私立) 38,100円 【+8,700円】 【+9,200円】</p>	<p>高等学校等就学支援金制度等: 383,013百万円</p> <p>高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度:7,929百万円</p>	-
また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。	私立高等学校等については、授業料等の減免に係る予算として276百万円を確保した。また、私立専修学校高等課程が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援については、特別交付税の措置により支援を行った。	私立高等学校等の授業料等の減免に係る予算としては、平成26年度と同額の276百万円を確保した。また、私立専修学校高等課程が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援については、引き続き、特別交付税の措置を行った。	私立高等学校等の授業料減免: 276百万円	-
そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。	-	東京学芸大学において、附属学校や協定先である足立区等において経済的に困難な家庭状況にある児童・生徒への支援に関する調査研究や学生ボランティアによる学習支援システムの実践的な開発を行った。また、その取組の一部についてシンポジウムを開催し公表した。	-	-
(特別支援教育に関する支援の充実)				
特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。	都道府県等が行う特別支援教育就学奨励事業については、国庫補助を実施した(平成26年度決算額:9,477百万円)。また、特別支援学校高等部の生徒に対し、通学費・学用品費の補助対象を拡充した(平成26年度から学年進行で実施、平成26年度は1年生が対象)。	引き続き、左記取組を実施した(平成26年度から学年進行で実施、平成27年度は1・2年生が対象)。	特別支援教育就学奨励費:11,583百万円	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

(4) 大学進学に対する教育機会の提供

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)				
高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。	(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業については、平成26年度において、無利子奨学金:46万2千人(対前年度比3万5千人増)、有利子奨学金:87万4千人(対前年度比3万8千人減)に対し貸与を行った。	(独)日本学生支援機構の大学等奨学金事業については、平成27年度予算において、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の新規貸与人員を過去最大の8千6百人増員(学年進行分も含めると1万9千人増員)し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速した。	大学等奨学金事業 無利子奨学金事業費:317,304百万円 一般会計74,809百万円 大学等奨学金事業 有利子奨学金事業費:796,578百万円	-
また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。	新たな「所得連動返還型奨学金制度」については、平成26年度補正予算よりシステムの開発に着手し、導入に向けた制度設計を進めた。	引き続き、左記取組を進めた。	システム開発・改修費:149百万円	システム開発・改修費:2,280百万円
さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。	多様な財源を活用した宿舍整備については、各国立大学法人等を対象とした説明会で情報提供を行った。	引き続き、左記説明会で情報提供を行った。	-	-

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。	国立大学の授業料等の減免に係る予算として、29,393百万円を確保した。 (平成26年度予算) ・減免対象人数:5.4万人	国立大学の授業料等の減免に係る予算として、対前年度1,345百万円増の30,738百万円を確保した。 (平成27年度予算) ・減免対象人数:5.7万人	国立大学の授業料等の減免:30,738百万円	-
	私立大学の授業料等の減免に係る予算として、8,142百万円を確保した。 (平成26年度予算) ・減免対象人数:3.9万人	私立大学の授業料等の減免に係る予算として、8,473百万円を確保した。 (平成27年度予算) ・減免対象人数:4.2万人	私立大学の授業料等の減免:8,473百万円	-
	公立大学の授業料等の減免については、地方財政措置を講じている。	公立大学の授業料等の減免については、地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分が授業料免除に係る欠損分として考慮され、措置された。	公立大学の授業料等の減免:地方財政措置	-
	国立高等専門学校の授業料等の減免に係る予算として、551百万円を確保した。	国立高等専門学校の授業料等の減免に係る予算として、547百万円を確保した。	国立高等専門学校の授業料等の減免:547百万円	-
また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。	専門学校生への経済的支援策を検討するため、「専修学校生の学生生活等に関する調査研究」により、専修学校生の生活費とこれを支える家庭の経済状況等を把握した。	専門学校生への経済的支援については、平成26年度調査研究の結果も踏まえ、平成27年度予算から新たに「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を実施し、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果や効果的な修学支援の検証を行った。	専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業:305百万円	-

(5) 生活困窮者等への学習支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(生活困窮者等への学習支援)				
生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。	平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に向けた生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体(254自治体)のうち、50自治体において生活困窮者等を対象とした子どもの学習支援事業を実施した。また、生活保護世帯を対象とした子どもの健全育成支援事業を150自治体で実施した。	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、任意事業として300自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象とした子どもの学習支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業:1,896百万円	-
また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピアサポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。	児童養護施設等に入所する中学生に対して大学生や教員OB等による学習指導や、学習塾を利用した場合の月謝等の費用を児童入所施設措置費等に計上。また、ひとり親家庭の子供に対して、児童訪問援助事業や学習支援ボランティア事業を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。また、学習支援に対する、学生ボランティアや地域住民等の積極的な参加を促すため、地方自治体や大学等の協力を依頼する通知を文部科学省と厚生労働省が連名で発出した。	児童養護施設等で暮らす子供への学習支援:693百万円 学習支援ボランティア:7,363百万円の内数	居場所づくりの実施準備経費:64百万円
そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る(再掲)。	1(1)(学校教育による学力保障)及び(地域による学習支援)の再掲	1(1)(学校教育による学力保障)及び(地域による学習支援)の再掲	1(1)(学校教育による学力保障)及び(地域による学習支援)の再掲	-
また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等の連携)、1(4)の再掲	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等の連携)、1(4)の再掲	1(1)(高等学校等における就学継続のための支援)及び(学校を窓口とした福祉関連機関等の連携)、1(4)の再掲	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

(6)その他の教育支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(学生のネットワークの構築)				
悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。	大学の学生担当の教職員が集まる会議等の場で、周知を行い、各大学等の取組を促進した。	引き続き、左記取組を促進した。	-	-
(夜間中学校の設置促進)				
義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。	平成26年9月に「中学校夜間学級等に関する実態調査」を実施した。	平成27年度より、中学校夜間学級を未設置の道県を対象として、中学校夜間学級の設置にあたっての課題やその解消策等に関する委託研究事業を開始した(7道県)。	中学校夜間学級の充実・改善等への取組事業:10百万円	中学校夜間学級の設置促進事業:20百万円
(子供の食事・栄養状態の確保)				
生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。	教育扶助は、生活保護法第13条に基づき、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品・義務教育に伴って必要な通学用品・学校給食その他義務教育に伴って必要なものを支給するものであり、平成26年度は、月平均で100,341世帯に支給した。	教育扶助は、平成27年度、月平均で95,755世帯(概数)に支給した。(平成28年1月現在)	生活保護費等負担金:2,863,510百万円の内数	生活保護費等負担金:29,068百万円の内数
学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。	就学援助制度による学校給食費の補助については、国庫補助事業を適切に実施するとともに、学校給食の普及・充実に資するため、学校給食施設整備を実施する地方公共団体に対し、必要な経費の一部を補助した。 また、児童生徒が食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校における食育を実施した。	引き続き、左記取組を実施した。	学校給食費の援助への補助:1百万円 学校給食施設の整備に対する交付金:23,094百万円の内数	学校給食施設の整備に対する交付金:38,800百万円の内数
(多様な体験活動の機会の提供)				
独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。	ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供を対象に「生活・自立支援キャンプ」を冬期休暇及び春季休暇中等に44事業を実施し、1,174人が参加した。 本キャンプでは、企画の段階から児童養護施設や母子寡婦福祉会等の連携先と十分な聞き取りを含めた事前打ち合わせを綿密に行った。自然体験や交流体験などの様々な体験活動を提供し、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることができるよう、料理体験やつどい等の集団宿泊体験を通して基本的な生活習慣の確立と定着を図った。 また、施設が関係機関と連携して実施した成果を取りまとめた報告書を作成し、国立青少年教育振興機構ホームページに掲載した。	引き続き、「生活・自立支援キャンプ」を93事業実施し、2,194名が参加した。 規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、料理体験やつどい等の集団宿泊体験を通して基本的な生活習慣の確立と定着を図った。 さらに、できるだけ多くの子供たちが本事業に参加できるよう、新たな連携先を増やし、各地域において、本取組が広がるよう「子どもゆめ基金」と連携して周知した。 また、児童養護施設・母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬を支給しており、今年度は12名が実施した。	国立青少年教育振興機構運営費交付金の一部:56百万円	-
また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。	民間団体が、経済的に困難な状況にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加する子供の負担が軽減されるよう措置を講じた。	子どもゆめ基金助成活動には109件の申請があり、このうち貧困対策に適合した申請を71件採択した。 平成27年度は、左記負担軽減措置の認知を広げるため、「子どもゆめ基金ガイド」「募集案内」等広報冊子に取組を掲載し、経済的に困難な状況にある子供をより多く支援できるよう広報活動を展開した。 広報冊子は次の団体へ配布 ・全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会などの貧困対策の関係団体 ・全国子ども会連合会、日本キャンプ協会等の青少年教育の関係団体 ・地方自治体 ・青少年教育施設・図書館等の関係施設 募集説明会にて負担軽減措置をより具体的に説明 ・民間団体向けの説明会 ・地方自治体向けの説明会	子どもゆめ基金:2,300百万円の内数	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

2. 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(保護者の自立支援)				
複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。	平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に向けた生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体(254自治体)のうち、必須事業である自立相談支援事業を254自治体で実施し、80自治体において家計相談支援事業を実施した。	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業として福祉事務所設置自治体(901自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として205の自治体において家計相談支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立相談支援事業：13,622百万円 生活困窮者家計相談支援事業：1,928百万円	-
子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。	平成26年度からひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業により、支援メニューをワンストップで提供することができるよう就業支援専門員を配置した自治体数は9自治体であり、設置箇所数は22箇所であった。	平成26年度に就業支援専門員を配置した自治体の取組状況を調査し、全国の自治体に周知したところであり、平成27年度においても個々のひとり親家庭のニーズに応じた支援を提供できるよう、就業支援専門員の配置の促進を図った。また、ひとり親の相談窓口の認知度を高めるため、窓口の愛称・ロゴマークを設定し、自治体に周知した。個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を作成した。ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成した。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	ひとり親家庭の相談窓口等の環境改善事業：701百万円
また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	-
併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。	児童のしつけ・育児、養育費の取得手続や健康づくり等に関する講習会を開催し、必要に応じて、個別相談を実施する「生活支援講習会等事業」や育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行う「ひとり親家庭等相談支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	-

(保育等の確保)				
就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。	「待機児童解消加速化プラン」により、平成25年度から29年度の5年間で、約50万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指すこととしている。平成25・26年度の2か年で約21.9万人分の受け皿拡大を達成。	平成25年度から平成29年度末にかけて約50万人分の保育の受け皿を拡大することとしており、平成27年度においても、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の整備に係る費用を補助するなど、自治体の取組を支援した。	子どものための教育・保育給付負担金：575,100百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金：15,995百万円の内数 子ども・子育て支援交付金：94,210百万円の内数 保育所等整備交付金：55,431百万円 保育対策総合支援事業費補助金：28,535百万円の内数 事業所内保育施設への支援：5,139百万円(労働保険特別会計))	子育て支援対策臨時特例交付金：50,148百万円 保育所等整備交付金：919百万円 保育対策総合支援事業費補助金：71,405百万円の内数
	平成26年7月31日に、文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に掲げる目標の達成に向け、自治体における取組を推進するため、各種説明会において、プランにかかる説明を行うとともに、優良事例の周知を図った。 【参考】 「放課後児童クラブ」(平成26年5月現在) ・実施か所数：22,084か所 ・登録児童数：936,452人 「放課後子供教室」(平成26年12月現在) ・実施か所数：11,991教室	平成27年度の放課後児童クラブ関係予算においては「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策として、幼稚園・認定こども園等の活用(設備費等加算)、賃借料補助、送迎経費補助、学校敷地内等に整備する場合の補助基準額引上げによる補助などを行った。また、放課後子供教室についても、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。 【参考】 「放課後児童クラブ」(平成27年5月現在) ・実施か所数：22,608か所 ・登録児童数：1,024,635人 「放課後子供教室」(平成27年8月現在) ・実施か所数：14,392教室	子ども・子育て支援交付金：94,210百万円の内数 子ども・子育て支援整備交付金：14,332百万円の内数	児童健全育成対策費補助金：792百万円
ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。	新たに、子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、ひとり親家庭への特別の配慮を行った。	新たに延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、ひとり親家庭への特別の配慮を行った。	子ども・子育て支援交付金：94,210百万円の内数	-
また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。	指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉などについて履修させることとした。	引き続き、左記取組を実施した。	-	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(保護者の健康確保)				
家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。	ひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる相談員がひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施する「ひとり親家庭等相談支援事業」や、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明け、相談しあう場を設ける「ひとり親家庭情報交換事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	-
また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。	平成26年7月に福祉事務所による生活保護受給者の健康診査結果等の入手を可能とする生活保護法の改正が施行された。また、平成26年9月～12月にかけて「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」を立ち上げ、支援の在り方について検討を行った。	左記研究会とりまとめに基づき、新たに通知()を発出し、診療報酬明細書の活用や訪問調査等の実態把握を通じ、支援が必要な者を把握するとともに、福祉事務所による受診動向の確認や、保健師、薬剤師等による内服薬の確認等により、生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。 「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」(平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	生活保護適正化等事業：10,000百万円の内数	-
全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う、乳児家庭全戸訪問事業に対して財政支援を行った。	引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の推進を図った。	子ども・子育て支援交付金：94,210百万円の内数	-
また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言により養育能力を向上させるため支援を行う、養育支援訪問事業に対して財政支援を行った。	引き続き、養育支援訪問事業の推進を図った。	子ども・子育て支援交付金：94,210百万円の内数	-

(母子生活支援施設等の活用)				
専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。	地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを生かした相談指導等の生活支援を継続的に行うとともに、養育費の取決めなど生活に密着した問題を解決するための専門家を招いて行う特別相談事業を行う「母子家庭等地域生活支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	-

(2) 子供の生活支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(児童養護施設等の退所児童等の支援)				
自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。	施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する退所児童等アフターケア事業を23自治体で実施した。	引き続き、左記事業を25自治体で実施した。 また、新たに自立援助ホームの充実を図る「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」を実施した。 さらに平成27年度補正予算において、里親等への委託が解除された者や児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援するための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を創設した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業：4,700百万円の内数	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：6,745百万円
また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。	施設退所児童等が就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保し、児童の社会的自立の支援を目的とする「身元保証人確保対策事業」を71自治体で実施。さらに、平成26年度の全国児童福祉主管課長会議において積極的活用を要請した。	引き続き、左記事業を実施するとともに、平成27年度の全国児童福祉主管課長会議において積極的活用を要請した。	児童虐待・DV対策等総合支援事業：4,700百万円の内数	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(食育の推進に関する支援)				
乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。	ごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を促すとともに、食や農林水産業への理解を深めるための教育ファームの実施などを行うため、地域における食育推進リーダーの育成等を行った。	引き続き、左記取組を実施した。	消費・安全対策交付金：2,062百万円の内数	-
	「健やか親子21(第2次)」検討会報告書(平成26年4月「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会)において、「健やか親子21(第2次)」では、10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した栄養指導を含む母子保健サービスの展開が重要であることが盛り込まれた。	平成27年度から平成36年度までの母子保健の国民運動計画として、「健やか親子21(第2次)」を開始しており、その趣旨や内容を踏まえた取組を推進した。	-	-
また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。	「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(平成27年3月31日雇児発0331第1号・障発0331第16号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)において、児童福祉施設における食事の提供に係る留意事項として、対象となる子どもの生活状況や栄養状況を把握、評価した上で食事計画の改善を図ることや将来を見据えた食育の実践に努めること等の技術的助言を行った。	平成27年10・11月に全国の児童福祉施設の給食関係者を対象としたブロック別研修会を開催し、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じた食育推進・栄養管理の改善に向けた取組の実施や、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」を踏まえた対応を依頼した。	-	-
なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。	保育所等において、食育の推進のために、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食育の計画を作成し、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図った。	引き続き、左記取組を実施した。	-	-
また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。	児童養護施設等の小規模化等による家庭の養護の促進や運営指針の活用等を通じ、子どもが発達段階に応じて食習慣を身につけられるよう食育を推進した。	引き続き、左記取組を実施した。	-	-
(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)				
生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。	平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に向けた生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体(254自治体)のうち、必須事業である自立相談支援事業を254自治体で実施し、50自治体において生活困窮世帯等を対象とした学習支援事業を実施した。また、生活保護世帯を対象とした子どもの健全育成支援事業を150自治体で実施した。	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業として福祉事務所設置自治体(901自治体)全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として300の自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援事業等が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。	生活困窮者自立相談支援事業：13,622百万円 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業：1,896百万円	-
なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。	上記学習支援事業については、地域の実情に応じ、食育等の取組も含めて実施された。	引き続き、左記取組を実施した。	-	-
就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する(再掲)。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する(再掲)。	「待機児童解消加速化プラン」により、平成25年度から29年度の5年間で、約50万人分の保育の受け皿を新たに確保し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指すこととしている。平成25・26年度の2か年で約21.9万人分の受け皿拡大を達成。(再掲)	平成25年度から平成29年度末にかけて約50万人分の保育の受け皿を拡大することとしており、平成27年度においても、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の整備に係る費用を補助するなど、自治体の取組を支援した。(再掲)	子どものための教育・保育給付負担金：575,100百万円の内数 子どものための教育・保育給付費補助金：15,995百万円の内数 子ども・子育て支援交付金：22,008百万円の内数 保育所等整備交付金：55,431百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金：28,535百万円の内数 事業所内保育施設への支援：5,139百万円(労働保険特別会計)の内数	子育て支援対策臨時特例交付金：50,148百万円の内数 保育所等整備交付金：919百万円の内数 保育対策総合支援事業費補助金：71,405百万円の内数
	平成26年7月31日に、文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に掲げる目標の達成に向け、自治体における取組を推進するため、各種説明会において、プランにかかる説明を行うとともに、優良事例の周知を図った。(再掲) 【参考】 「放課後児童クラブ」(平成26年5月現在) ・実施か所数：22,084か所 ・登録児童数：936,452人 「放課後子供教室」(平成26年12月現在) ・実施か所数：11,991教室	平成27年度の放課後児童クラブ関係予算においては「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策として、幼稚園・認定こども園等の活用の促進(設備費等加算)、賃借料補助、送迎経費補助、学校敷地内等に整備する場合の補助基準額引上げによる補助などを行った。また、放課後子供教室についても、一体型を推進するために必要な経費を計上するなど、自治体の取組の支援を行った。(再掲) 【参考】 「放課後児童クラブ」(平成27年5月現在) ・実施か所数：22,608か所 ・登録児童数：1,024,635人 「放課後子供教室」(平成27年8月現在) ・実施か所数：14,392教室	子ども・子育て支援交付金：94,210百万円の内数 子ども・子育て支援整備交付金：14,332百万円の内数	児童健全育成対策費補助金：792百万円
ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する(再掲)。	新たに、子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、ひとり親家庭への特別の配慮を行った。(再掲)	新たに延長保育事業を行うとともに、子育て援助活動支援事業については引き続き、ひとり親家庭への特別の配慮を行った。(再掲)	-	-
			【放課後子供教室】 学校・家庭・地域の連携協力推進事業：5,079百万円の内数	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(関係機関の連携)				
困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。	平成27年度より施行される生活困窮者自立支援法の効果的な実施に向けて、関係機関との連携方法等を示した連携通知を各自治体へ発出した。	発出した連携通知が機能するよう、取組事例や取組のポイントを周知するなど、関係機関が連携した支援の取組を推進した。	生活困窮者等に対する自立支援策：40,000百万円の内数	-

(4) 子供の就労支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)				
母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。	都道府県、政令市、中核市において実施される母子家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談、就業講習会、就業情報の提供などを行っている。また、一般市等においては、一般市等事業として就業相談、就業支援講習会等を実施した。	平成27年度から、母子家庭等就業・自立支援センターの1つの支援メニューである在宅就業推進事業を拡充し、在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業に係る業務の調達、在宅就業者への業務発注等、在宅就業者へのサポートを行った。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	-
また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する(再掲)。	施設退所児童等の生活や就業に関する相談や、施設退所児童同士が相互に意見交換や情報交換を行える自助グループを支援する退所児童等アフターケア事業を23自治体で実施した。(再掲)	引き続き、左記事業を25自治体で実施した。また、新たに自立援助ホームの充実を図る「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」を実施した。さらに平成27年度補正予算において、里親等への委託が解除された者や児童養護施設等を退所した者等の円滑な自立を支援するための「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を創設した。(再掲)	児童虐待・DV対策等総合支援事業：4,700百万円の内数	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：6,745百万円

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。	新卒応援ハローワーク等に学卒ジョブサポーターを配置し、きめ細かな就職支援を行う「新卒者等に対する就職支援事業」、わかものハローワーク等を拠点として担当者制による個別支援を行う「ハローワーク等におけるフリーター等の支援事業」、及び都道府県と連携して若者への就職関連サービスをワンストップで提供する「ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	新卒者等に対する就職支援に係る経費：9,253百万円の内数 ハローワーク等におけるフリーター等の支援に係る経費：3,610百万円の内数 ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施に係る経費：1,452百万円の内数	-
--	--	-----------------	---	---

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人への積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。	「新卒者等に対する就職支援事業」を実施した。	引き続き、左記事業を実施した。	新卒者等に対する就職支援に係る経費：9,253百万円の内数	-
--	------------------------	-----------------	-------------------------------	---

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。	「新卒者等に対する就職支援事業」、「ハローワークにおけるフリーター等の支援事業」及び「ジョブカフェにおけるきめ細やかな就職支援事業」を実施した。	中途退学者等に対して、就職支援先等の必要な情報が確実に届くようにするため、学校と連携し、支援策をリーフレットにまとめて配布する新たな取組を開始した。	新卒者等に対する就職支援に係る経費：9,253百万円の内数 ハローワーク等におけるフリーター等の支援に係る経費：3,610百万円の内数 ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施に係る経費：1,452百万円の内数	-
	地域若者サポートステーションにおいてハローワークや学校等と連携し、中退者情報の共有等を行った。	引き続き、左記取組を実施した。	若者職業的自立支援推進事業：3,851百万円	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

(5) 支援する人員の確保等

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)				
社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。	里親委託推進について自治体が行う先進的な取組を周知するとともに、定期的な里親家庭への訪問等の里親支援を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置した。(325か所)	平成27年度予算において、社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、職員配置の改善(5.5:1 4:1等)を実施。 また、引き続き、左記取組を実施した。(369か所)	児童養護施設等の体制整備: 107,600百万円の内数	児童養護施設等の体制整備: 1,261百万円
併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。	-	毎年10月に実施している里親月間に合わせ、里親に関するポスター及びリーフレットを作成・配布し、制度の広報啓発を行った。	-	-
また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。	児童相談所等の専門性の確保・向上等を図ることによる相談機能の強化をはじめ、児童相談所とともに児童虐待対応に当たる市町村の対応力向上を図るため、児童相談所による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る予算を確保した。また、平成26年度補正予算により、児童相談所全国共通ダイヤルを10桁から3桁にするシステム開発の予算を確保した。	平成27年7月に児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁にするとともに、夜間休日における相談体制の充実を図った。また、児童相談所等の専門性の確保・向上等を図ることによる相談機能の強化をはじめ、児相相談所の安全確認等に係る予算を確保した。さらに、児童虐待防止対策の強化については、平成27年12月21日に子どもの貧困対策会議において「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定し、取組を推進することとした。	児童虐待・DV対策等総合支援事業 4,734百万円の内数	-
(相談職員の資質向上)				
ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。	平成26年度より母子家庭等就業・自立支援センター事業において、「管内自治体・福祉事務所支援事業」を新設し、地方自治体が研修会等を実施するための経費や他の団体が開催する研修会等に参加するための経費を補助し、母子・父子自立支援員等の相談関係職員の資質向上に取り組んだ。	管内自治体・福祉事務所支援事業により、母子・父子自立支援員の研修等を行った	母子家庭等対策総合支援事業: 7,363百万円の内数	
	平成26年6月に生活保護担当ケースワーカーの資質の向上と士気の高揚を図るため、「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」を開催した。	平成27年6月に左記研修会を開催した。	生活保護適正化等事業:10,000百万円の内数	-
	平成26年11月には、生活保護就労支援員等に対して、生活保護就労支援員の能力の向上と士気の高揚を目指すことを目的に、「生活保護就労支援員全国研修会」を開催した。	平成27年11月に左記研修会を開催した。		
また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。	自立相談支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施した。	自立相談支援事業の研修に加えて、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施した。	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業:58百万円	-
さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家(医師、看護師、精神保健福祉士等)を養成するため、思春期精神保健研修を行う。	医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に思春期精神保健研修を行い、専門家の養成を図った。	引き続き、左記取組を実施した。	PTSD・思春期精神保健対策事業 費:7百万円の内数	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

(6) その他の生活支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(妊娠期からの切れ目ない支援等)				
家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。	各地域の特定に応じて妊産婦等への切れ目ない支援を行うため、母子保健コーディネーターを配置し妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健相談支援事業、退院直後の母子の心身のケアを行う産後ケア事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業を内容とするモデル事業を29市町村において実施した。(平成26年度当初予算分)	平成27年度から妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する総合的支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を138市町村において実施した(平成26年度補正予算において7市町において前倒しで実施)。また、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施した。	〔子育て世代包括支援センターの整備〕 子ども・子育て支援交付金(利用者支援事業):94,210百万円の内数 〔産前・産後サポート事業、産後ケア事業等〕 母子保健衛生費国庫補助金: 15,314百万円の内数	-
また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う(再掲)。	平成26年7月に福祉事務所による生活保護受給者の健康診査結果等の入手を可能とする生活保護法の改正が施行された。また、平成26年9月～12月にかけて「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」を立ち上げ、支援の在り方について検討を行った。(再掲)	左記研究会とりまとめに基づき、新たに通知()を発出し、診療報酬明細書の活用や訪問調査等の実態把握を通じ、支援が必要な者を把握するとともに、福祉事務所による受診動向の確認や、保健師、薬剤師等による内服薬の確認等により、生活習慣病の重症化予防等に取り組んだ。(再掲) 「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」(平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	生活保護適正化等事業:10,000百万円の内数	-
(住宅支援)				
母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。	公営住宅においては、母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、優先入居の取り扱いを実施した。 地域優良賃貸住宅においては、多子世帯等が入居する際の家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を実施した。 地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、組織する居住支援協議会が行う子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動の取組に対する支援を実施した。 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業により、子育て世帯等の入居を条件として、空家の改修工事に対する支援を実施した。	引き続き、左記取組(民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業を除く)を実施した。 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業により、子育て世帯等の入居や、居住支援協議会による住宅情報等の公開を条件として、空家等の改修工事に対する支援を実施した。	社会資本整備総合交付金等の内数 重層的住宅セーフティネット構築支援事業:230百万円の内数 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業:2,500百万円の内数	-
母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金(住宅の建設等に必要資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。	母子福祉資金貸付金等により、住宅資金及び転宅資金の貸付を実施。	引き続き、左記取組を実施した。	母子父子寡婦福祉資金貸付金: 4,406百万円	-
また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。	離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住宅支援給付金を支給した。	平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、必須事業として福祉事務所設置自治体(901自治体)全てにおいて住宅支援給付金に代わり住居確保給付金の支給が実施された。	生活困窮者住居確保給付金: 1,737百万円	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

3. 保護者に対する就労の支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(親の就労支援)				
子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う(再掲)。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。	ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制整備を促進している。平成26年度においては、先行事例を全国の地方自治体や関係団体等に向けて幅広く情報を提供を行った。また、自立支援プログラムを策定して、個々のひとり親家庭の状況に応じたきめ細やかな寄り添い型の支援を推進した。	ひとり親の相談窓口の認知度を高めるため、窓口の愛称・ロゴマークを設定し、自治体に周知した。個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を作成した。ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成した。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	ひとり親家庭の相談窓口等の環境改善事業：701百万円
高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就業支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。	母子家庭の母等を含めた離職中の方が(再)就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を実施した。また、トライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進した。	母子家庭の母等を含めた離職中の方が(再)就職に必要な技能及び知識を習得するため職業訓練を実施した。また、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付ける、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業を創設した。さらに、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、短時間の訓練コースや訓練受講の際の託児支援サービス支援の新設等を行った。母子家庭の母等に対するトライアル雇用奨励金については平成27年度より拡充を行っている。引き続き、各種雇用関係助成金の活用を推進する。	公的職業訓練関連予算：839百万円の内数 母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数 トライアル雇用奨励金：8,964百万円の内数 特定就職困難者雇用開発助成金：78,392百万円の内数	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付：8,470百万円
生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。	平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行に向けた生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体(254自治体)のうち、100自治体において就労準備支援事業を実施した。ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、福祉事務所における就労支援員(平成27年3月末1,791人)を活用した就労支援を実施。また、生活保護法の改正により、平成26年7月から、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的とした就労自立給付金の支給を開始した。	平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、任意事業として253の自治体において就労準備支援事業が実施された。事業の更なる推進のため、取組事例の情報提供やブロック会議等の開催などを実施した。生活保護受給者への就労支援については、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援を引き続き実施するとともに、福祉事務所における就労支援員(平成28年3月1日時点1,999人)を活用した就労支援を法律上の必須事業とするなど施策の充実を図った。また、積極的に求職活動に取り組む者等に対する就労活動促進費や就労自立給付金を支給することにより就労・自立の促進を図った。(平成27年4月～12月末 給付金支給件数：8,703件)	生活困窮者等に対する自立支援策：40,000百万円の内数 【就労自立給付金】 生活保護費等負担金：2,863,510百万円の内数	【就労自立給付金】 生活保護費等負担金：29,068百万円の内数
(親の学び直しの支援)				
自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。	自立支援教育訓練給付金事業により、適職に就くために必要であると認められる資格の取得や、ひとり親の主体的な能力開発の取組みを支援した。平成26年度の給付金の支給件数は647件。 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対する高等学校等就学費の支給は、一定の要件の下、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支給した。	自立支援教育訓練給付金事業に加え、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施し、高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図る取組(最大で6割支給(上限15万円))を実施した。引き続き、左記取組を実施した。	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数 【高等学校等就学費】 生活保護費等負担金：2,863,510百万円の内数	【高等学校等就学費】 生活保護費等負担金：29,068百万円の内数
(就労機会の確保)				
ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。	在宅就業推進事業については、母子家庭等就業・自立支援センター事業の中に位置づけ、セミナー等の開催をした。また、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達については、予算の適正な使用に留意しつつ、実施した。調達状況については、国145件、地方公共団体648件(平成26年度)	在宅就業コーディネーターを配置し、自営型の在宅就業や企業での雇用への移行を支援した。また、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達については、予算の適正な使用に留意しつつ、実施した。(実績については調査中)	母子家庭等対策総合支援事業：7,363百万円の内数	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

4. 経済的支援

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)				
児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。	児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努めた。	平成26年度に行った児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直しについて、引き続き、事務の円滑な履行に努めた。	児童扶養手当:171,787百万円	-
(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)				
ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。	ひとり親家庭の親や子どもへの支援を推進するため、地域の実情に応じた支援及び積極的に取り組んでいる地方自治体の取組事例等について調査を行い、地方自治体等に向けて幅広く情報を提供すること等により、ひとり親家庭への支援の取組の促進を図ることを目的として事例集を作成した。	支援を必要とするひとり親家庭がひとり親家庭の相談窓口に確実につながるよう、また、相談の質の向上を図られるよう、リーフレットや共通アセスメントツールの開発を行った。また、ひとり親家庭等への支援策の検討に資するためひとり親家庭等の生活状況について調査を行った。	保健福祉調査委託費:77百万円	-
(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)				
母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。	平成26年10月1日から、父子福祉資金の貸付を開始した。	引き続き、父子福祉資金の貸付を実施した。	母子父子寡婦福祉資金貸付金:4,406百万円	-
(教育扶助の支給方法)				
生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施する。	教育扶助の支給については、生活保護法第32条により、本人や親権者等のほか学校の長に対しても交付することが可能。この仕組みは、教育扶助費がその目的とする費用に直接あてよう確保することが必要な場合が想定されることに対応したものであり、多くは学校給食費について適用し、実施している。	引き続き、左記取組を実施した。	-	-
(生活保護世帯の子供の進学時の支援)				
生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学金、入学料、入学料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。	生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際に、入学金、入学料、入学料等を支給。平成26年4月から、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費等、就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられると認められる額について、収入として認定しない取扱いとした。	子供の貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが必要であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要であるため、10月より、学習塾等に要する費用について、生活保護世帯の高校生の奨学金・アルバイト収入等を収入認定除外の対象とした。(小学生、中学生も同様の取扱い)	-	-
(養育費の確保に関する支援)				
両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての経済的責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいことであることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行う。	地方自治体の母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する相談支援を実施。また、厚生労働省が民間団体に委託して行う養育費相談支援センターにおいて、養育費に関する相談や地方自治体の相談職員に対する研修等を実施した。 【養育費相談支援センターの実績】 ・相談件数:7,363件 ・全国研修会:2回、地方研修会:9回	引き続き、左記取組を実施した。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による養育費相談の実施を検討した。 【養育費相談支援センターの実績】 ・相談件数:7,774件 ・全国研修会:2回、地方研修会:8回	母子家庭等対策総合支援事業:7,363百万円の内数 養育費確保支援事業委託費:56百万円	-

5. その他

大綱に記載の重点施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
(国際化社会への対応)				
国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。	-	平成27年度次世代グローバルリーダー事業「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」において、経済的理由により参加費の納付が困難な者に対し、参加費の免除申請制度を創設し、実施した。	次世代グローバルリーダー事業(シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ):496百万の内数	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

子供の貧困に関する調査研究等

1. 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

大綱に記載の施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。 また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。	大綱策定の初年度においては、子供の貧困に取り組む支援団体の活動に着目し、その継続的・効果的な活動事例を幅広く収集し、国や地方公共団体における対策を推進する基礎資料とするとともに、支援団体が今後取り組むべき活動の参考に供するための調査を行った。	-	-	-
	ひとり親家庭の親や子どもへの支援を推進するため、地域の実情に応じた支援及び積極的に取り組んでいる地方自治体の取組事例等について調査を行い、地方自治体等に向けて幅広く情報を提供すること等により、ひとり親家庭への支援の取組の促進を図ることを目的として事例集を作成した。	支援を必要とするひとり親家庭がひとり親家庭の相談窓口に確実につながるよう、支援ナビ(リーフレット)の開発を行った。 また、ひとり親家庭の相談窓口の相談の質の向上が図られるよう、共通アセスメントツールの開発を行った。 また、ひとり親家庭等への支援策の検討に資するためひとり親家庭等の生活状況や諸外国のひとり親家庭支援策について調査を行った。	保健福祉調査委託費:77百万円	-

2. 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

大綱に記載の施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。	-	子供の貧困について、その先進性が評価されている諸外国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン)に研究者を派遣し、現地の貧困状態や対策の実施状況等を把握する指標設定等の実情に関する情報収集を行った。	子供の貧困対策調査研究費:16百万円	-

3. 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積・提供

大綱に記載の施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。 また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。	大綱策定の初年度においては、子供の貧困に取り組む支援団体の活動に着目し、その継続的・効果的な活動事例を幅広く収集し、国や地方公共団体における対策を推進する基礎資料とするとともに、支援団体が今後取り組むべき活動の参考に供するための調査を行った。	子供の貧困対策の推進を図るため、地域の方々から理解と協力が得られるよう、東京及び大阪において子供の貧困問題とその対策を学ぶ「子供の貧困対策フォーラム」を開催した。 また、都道府県・指定都市子供の貧困対策主管課長等会議を開催し、地方公共団体への情報共有を図った。	子供の貧困対策に係る地方連携体制支援事業:17百万円	-

子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況

施策の推進体制等

1. 国における推進体制

大綱に記載の施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるよう、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。	毎年11月に青少年育成支援分野で実施している「子ども・若者育成支援強調月間」では、実施要綱の中で子供の貧困対策の推進についても触れ、大綱に掲げる各種施策を、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に推進する旨の通知を発出した。	子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援及び児童虐待防止対策の充実策の方向性を8月にとりまとめ、12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定した。また、子供の貧困対策に関する大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行うための仕組みとして、子供の貧困対策に関する有識者会議を子どもの貧困対策会議の下に置くことを決定した。	子供の貧困対策会議経費：12百万円	-

2. 地域における施策推進への支援

大綱に記載の施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。	貧困状態にある子供を含め、社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対する支援の効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワークである「子ども・若者支援地域協議会」の地方公共団体における設置を促進するため、「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施した。また、各地域で支援に携わる人材の養成を図る各種研修を実施した。	子供の貧困対策の推進を図るため、地域の方々から理解と協力が得られるよう、東京及び大阪において子供の貧困問題とその対策を学ぶ「子供の貧困対策フォーラム」を開催した。(再掲) また、青少年育成支援分野においても、「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」及び各種研修について、平成27年度も引き続き実施し、地域の実情に応じた支援ネットワークの整備を図った。	子供の貧困対策に係る地方連携体制支援事業：17百万円 子ども・若者支援地域協議会設置促進事業：74百万円 地域における若者支援に当たる人材養成：24百万円 アウトリーチ(訪問支援)研修：8百万円	-
	-	各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぎ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設した。	-	地域子供の未来応援交付金：2,397百万円

3. 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

大綱に記載の施策	26年度実施状況	27年度実施状況	27年度予算額	27年度補正予算額
子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。	-	平成27年4月の「子供の未来応援国民運動」発起人集会にて採択された趣意書に基づき、10月に子供の未来応援国民運動が始動した。国民運動の主な事業として、草の根で支援を行うNPO等に対しての助成などに活用する「子供の未来応援基金」を創設し、また、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイト及びCSR活動を行う企業等の支援リソースとNPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトを整備した。	官公民連携プロジェクト・国民運動の展開：76百万円	官公民連携プロジェクト・国民運動の早期展開：100百万円